

徳島県告示第百三十五号

次のとおり特定農業用ため池の指定を解除したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第五項において準用する同条第三項の規定により公示する。

令和四年三月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定解除年月日

令和四年三月四日

二 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

| 名称  | 所在地             |
|-----|-----------------|
| 弥吾池 | 板野郡上板町神宅字滝ヶ山六番地 |
| 新池  | 同 東山一三一番地       |